

コンプライアンス

FUJITSU Way「行動規範」に則り、
コンプライアンスの徹底を図っていきます。

コンプライアンスに関する基本的な考え方

富士通グループは、グループの理念・指針であるFUJITSU Wayにおいて、企業理念を実現するうえで社員一人ひとりが厳守すべき基本ルールとなる「行動規範」を定めています。

この「行動規範」では、法令および社会規範の遵守に関する富士通グループの姿勢を明確に打ち出しており、社員が業務を遂行するうえでの厳守すべき事項を挙げています。

行動規範

2008年4月

富士通グループの社員として厳守すべきことを表したものです。

- 人権を尊重します
- 法令を遵守します
- 公正な商取引を行います
- 知的財産を守り尊重します
- 機密を保持します
- 業務上の立場を私的に利用しません

 [行動規範\(全文\)](http://jp.fujitsu.com/about/corporate/philosophy/codeofconduct/)
<http://jp.fujitsu.com/about/corporate/philosophy/codeofconduct/>

コンプライアンス推進体制

富士通は、社外の弁護士を第三者委員に加えた「行動の規範推進委員会」(現:「行動規範推進委員会」)を2004年に設置しました。

「行動規範推進委員会」では、「行動規範」に示されている社会規範の遵守の姿勢のもと、社内ルールの浸透と徹底、規範厳守の企業風土の醸成とそのための社内体制や仕組みの構築を推進しています。

さらに、法務本部審査法規部と連携してコンプライアンス意識の浸透に向けた活動を行っています。

ヘルプライン制度の運用

富士通グループでは、社員からの内部通報・相談を受け付ける「ヘルプライン制度」を2004年9月に設け、「行動規範」の徹底に努めています。

この制度は、FUJITSU Wayに定められた「行動規範」に則って社員が業務を遂行する際、「判断に迷った場合」や「違反の疑いのある行為について通常の職制を通じて報告できない場合」、あるいは「法令や社会規範に照らして疑問が

生じた場合」での運用を想定しています。なお、この制度は富士通グループのすべての社員(出向者、契約社員・嘱託などの期間雇用者、派遣社員を含む)を対象としています。

また、国内の富士通グループ会社でも個々にヘルプライン制度を構築し、富士通と同様の制度運用を行っています。

情報セキュリティ

情報セキュリティの考え方(関連規定の体系)

富士通グループでは、社内規定を遵守し、適正な情報管理・活用を推進するという方針のもと、情報セキュリティの強化に取り組んでいます。

具体的には、FUJITSU Wayの「行動規範」のなかで、機密保持に関するポリシーを明文化し、情報セキュリティに関する基盤となる考え方を明確に打ち出しています。また、この考え方に基づいて「情報管理規程」「個人情報管理規程」「他社秘密情報管理規程」「情報システムセキュリティ規程」「Fujitsu PKI利用規程※」「パソコン/ネットワーク利用規程」「知的財産権取扱規程」という7つの情報管理関連規程を設け、富士通および国内グループ会社に適用し、その遵守に努めています。

※ Fujitsu PKI利用規程

ネットワーク上での本人認証や暗号化の仕組みの利用に関する規程

ビジネスグループ単位での情報セキュリティ体制の強化

富士通グループでは、情報管理を徹底し、セキュリティの強化を図るために、全社的な情報セキュリティ管理体制の構築に取り組んでいます。

そして、富士通グループは、幅広い産業・社会に対して多岐にわたるビジネスを展開しており、個々のビジネスを推進する組織体制として、「ビジネスグループ」が設けられています。個々のビジネスの特性によって求められる情報管理や情報セキュリティ上の課題は異なることから、ビジネスの特性に応じた情報セキュリティ施策を推進できるよう、ビジネスグループ単位での情報セキュリティ管理体制を構築しています。

また、富士通内の複数の部門および一部の国内グループ会社では、ISMS(情報セキュリティ・マネジメントシステム)認証を取得し、お客様情報など秘密情報の管理の徹底を図っています。

個人情報保護体制の強化

これまで富士通では、ビジネスを推進するうえで必要な部門でのみ、プライバシーマーク認証を取得していましたが、2007年8月に富士通全社としてプライバシーマーク認証を取得しました。

これまでも富士通では、「個人情報保護ポリシー」を整備するほか、2005年4月に全面施行された個人情報保護法に準拠した「個人情報管理規程」を定めるなど、個人情報の管理体制を強化してきましたが、プライバシーマークの認証取得を契機にさらなる個人情報保護体制の強化を図っています。

具体的には、「個人情報管理規程」のもと、各本部で個人情報の管理を行っています。また、各本部で管理される個人情報のうち、とくに慎重な取り扱いが求められるものについては、これを取り扱うプロジェクトごとに細則を整備したうえで、監査責任者が、その遵守状況を審査し社長に報告しています。

また、国内グループ会社でも、ビジネスを推進するうえで必要に応じて各々プライバシーマーク認証を取得し、個人情報管理の徹底を図っています。



知的財産の保護

知的財産保護の基本的な考え方 グループ一丸となった取り組みを推進

富士通グループは、FUJITSU Way行動規範のなかで「知的財産を守り尊重します」と明記しています。富士通グループでは、この行動規範に則り、すべてのグループ社員に対して「知的財産は重要な経営資産であり、富士通グループの事業活動を支えている」ということ、そして「知的財産は、パートナーとしての富士通グループに対するお客様からの安心感・信頼感につながっている」ということを、常に意識して行動することを求めています。

知的財産活動を支える組織体制とそのミッション

「法務・コンプライアンス問題全般への対応」から、「全社的な知的財産戦略の企画・立案と権利の取得・維持・管理」、「知的財産権のライセンス交渉」、「標準化活動を戦略的に行うための企画・立案およびその推進」、「ビジネスを取り巻く種々の情報の調査・収集と社内の各部門への提供」まで、富士通における法務・知的財産に関する幅広い業務を担うのが、法務本部、知的財産権本部です。

また、特許については、さまざまな角度から調査を行う専門の調査子会社テクノリサーチ社が、特許出願のための公知例調査（特許出願しようとしている技術が既に第三者により公表されているか否かを確認する調査）や、出荷前の商品・サービスに関する他社特許についての調査などを行っています。

このほかに個々のビジネス、研究開発のなかで知的財産を活かすために、各事業部門に知的財産戦略責任者を配しています。

「知的財産の尊重」のために

他社の知的財産を侵害することは、富士通自身が事業機会喪失という直接的な影響を受けるにとどまらず、お客様に多大なご迷惑をおかけすることになります。このような事態が発生することのないように、富士通では、各種の社内規程やその規程を実務のうえで実行するための手続を整備しています。加えて、知的財産の侵害は「商品・サービスの欠陥」にほかならないという認識のもと、研究開発の初期段階や商品・サービスの出荷前に、他社の特許出願状況調査の徹底を図るなど、他社特許の侵害を回避するために最大限の努力を図っています。

他社の権利を尊重すると同時に他社による富士通権利の侵害に対しては毅然とした態度で臨んでいます。

 知的財産報告書
<http://jp.fujitsu.com/about/ip/planning>

※「2007年度知的財産報告書」は知的財産戦略ページの最下部よりリンクしています。